

平成14年6月12日

株 主 各 位

東京都江東区有明3丁目1番地25
アルゼ株式会社
代表取締役社長 岡田和生

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区台場2丁目6番1号
ホテルグランパシフィックメリディアン
地下1階「パレロワイヤル」
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第29期(自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第29期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」(20頁から26頁)に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 退任取締役ならびに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」(31頁から32頁)に記載のとおりであります。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔自 平成13年4月1日〕
〔至 平成14年3月31日〕

・営業の概況

1. 営業の経過及び成果

ダイナミックな時代の変化が、人々の価値観と基準を大きく変えてきました。その結果、本当の世界競争が始まりました。競争は、二極あります。ひとつは、豊かな人々に対する魅力ある商品、マーケットの創造、ブランド等の付加価値により信用力を勝ち取る競争でもあります。もうひとつは、中国の台頭に見られるような、巨大な人口による巨大な工場で生み出される価格競争。いずれにしても、知恵を使って付加価値のアイデア・技術を応用するか、または、自社商品の方針を決定し、生産コストの安い国において生産し、真似されにくい技術や工夫、そして更に価格競争に挑戦せざるを得ない状況環境にあります。

一方、日本経済は、バブルの後遺症からの金融機関の不良債権、巨大債務を抱える企業の「大企業病」に侵され、過去10年間に渡って放置された経営マネジメントの結果、世界経済の中から取り残されてしまいました。今の政治的課題も混迷を続け、主体性なき国家として、企業の設備投資の減少、収益の悪化を招き、依然として厳しい状況下にあります。

当業界におきましても、熾烈な競争が続いております。店舗は、ますます二極分化してきました。成功している店舗に共通しておりますのが「大型化」であります。これにより、周辺の小型店舗が閉鎖を余儀なくされております。結果、市場規模の総設置台数は変わらないものの、1万8千店舗であった店舗数は、ここ数年で1万6千店舗程に激減しております。さらに、パチンコからパチスロに人気移行し、昨年度においては、新製品が200機種に及ぶなど、年々成長率も二桁を更新し、昨年末の総設置台数が概ね150万台となりました。

最近の機種傾向としては、液晶表示器、ドットマトリックス表示器、更にリール構造を演出のために搭載し、多彩なバリエーションが続出してまいりました。さらに機械特性のバリエーションを持たせるためのサブ基板を搭載することにより、サブ基板を応用しての払い出しが行われ、結果として急速にギャンブル的傾向が強まり、マーケットの主軸となる流れが「ゲーム性からギャンブル性」へと変化いたしました。

このように、サブ基板の解釈を最大限にギャンブル的方向に解釈した機種

が他社から登場し、この機種がプレイヤーの支持を受け、大ヒットを記録いたしました。このような市場の変化に当社は乗り遅れ、その影響に振り回された次第です。

当社のこれまでの業績低迷の原因として、第一に、サブ基板の解釈の曖昧さも追い討ちをかけて、当社の開発担当が、機械設計のサブ基板による出玉の払い出しに躊躇したこと。第二に、ゲーム的嗜好を中心とした従来の機種は、マニアックな個人能力の依存度の高い開発体制であったこと、そのことから市場の変化に対応できず、従来型の枠に固執していたこと。第三に、常に、No. 1 人気機種を取り扱っていた営業体制のおごりが、本来営業は足で稼ぐという基本を忘れ、顧客からの注文に対応するだけで十分な成果が上がった結果から、行きやすい個人志向の営業の範囲にとどまったこと、その期間が4年間継続してきたことが営業の弱体化を生んできたことがあげられます。

業績の結果としまして、上半期においては、パチスロ6機種を販売し、上半期販売累計9万1,844台（前期比53.5%減）にとどまりました。また、下半期においては、パチスロ4機種を販売し、下半期販売累計11万6,799台（前期比45.4%減）にとどまりました。結果、通期累計で20万8,643台（前期比49.2%減）となりました。

一方、パチンコ・パチコン機販売実績は、子会社である株式会社ミズホの日本遊技機工業組合（日工組）への加盟を受けて、2月発売のパチンコ機第1弾「CR忠臣蔵」を中心に通期累計で2万1,532台を販売いたしました。

さらにゲーム機器販売実績として、当社初のロールプレイングゲームソフト「シャドウハーツ」約11万本、パチスロゲームソフト「アルゼ王国5」約16万本、「アルゼ王国6」約17万本を販売いたしました。

以上の結果、売上高は83,465百万円（前期比48.3%減）、経常利益は24,996百万円（前期比68.7%減）、当期利益は中古機処分等の特別損失1,927百万円の計上により、13,727百万円（前期比60.5%減）となりました。

なお、平成11年10月に東京地方裁判所に提起しておりました、パチスロ機に関する特許権に基づく損害賠償請求訴訟につきましては、平成14年3月19日に同裁判所が当社の勝訴判決（同業他社2社に対し、合計84億538万円の当社への支払を命ずる判決）を下しております。なお、裁判所とは違い、特許庁から本特許権に関し無効理由通知書を当社が受けております。これは、被告が新たな無効審判の要求を特許庁に求め、それに対し特許庁は、無効理由通知書を当社に通知したものです。さらに、当社は、無効理由通知書に対し反論を行い、被告の無効審判の申し入れに対抗する理由、根拠を明確にし、無効審判の申し入れに対し、被告の無効審判自体が無効であることを立証するに十分な対策を講じておりますことをご報告申し上げます。

連結業績につきましては、アドアーズ株式会社のアミューズメント施設運

営事業においては、不採算店舗10店あまりを閉鎖いたしました。当期は、新規店1店舗を企画出店し、業績向上に寄与いたしました。また、経営効率の向上のために、少数精鋭主義を取り入れ、人員の削減による効率化を図りました。また、新規事業であるアミューズメント施設開発事業の収益化にも成功し、不採算店舗の閉鎖負担があったにもかかわらず、黒字に転換することができました。これにより、過去の負の資産を一掃し、効率的な経営体制が確立いたしました。

株式会社セタは遊技機用ハウスカード開発を進めてまいりました。既に、カードシステムを設置いただいている店舗からの評価が明確に判断され、貸玉機の保留資金が循環構造により、目論見どおりの効果として運転資金が3分の2に減少したこと、また一万円券を発券することにより客単価が上がり、売上増加が見られました。カード自体の使用残があっても払い戻すことが出来ることによってお客様の安心感になっております。

以上の結果、当期の連結売上高は108,195百万円（前期比46.8%減）、連結経常利益は27,441百万円（前期比62.2%減）、連結当期純利益は10,985百万円（前期比2.6%増）となりました。

2. 品目別売上高

	品 目	金 額	前 期 比	構 成 比
製 品	パチスロ機	69,499百万円	49.8 %	83.2 %
	パチンコ・パチコン機	3,403	35.6	4.1
	小 計	72,902	48.9	87.3
そ の 他	部 品	2,320	133.5	2.8
	ロイヤリティ収入他	8,242	78.4	9.9
	小 計	10,562	86.3	12.7
	合 計	83,465	51.7	100.0

3. 会社が対処すべき課題

当社は、基幹事業であるパチスロ機の復活が命題であります。人気機種を市場に提供し続けることを最大の課題として取り組んでまいります。

課題1：開発企画強化

従来よりも市場情報を重要視し、マーケティング会議を積極的に開催し、マニアクな傾向に走りがちな開発担当者に対する依存度を断ち切り、開発の体制を大改革いたしました。さらに開発企画により、人気要素と期待感を整理、分析、分類、フォーマット化を進める中で、現在、主流となっているギャンブル的要素の強いAT機に対抗して、独自の魅力ある機種の開発を行い、SP（ストックパワー）機の開発を行いました。同機を警察庁に陳情申

請し、正式な許可を得ました。そのことによって、当社は、積極的にSP機の企画を推進してまいります。それによって、AT機市場の流れが大きく変化して、従来のパチスロファンの顧客に対しては、当社のSP機の流れが中心となって変わる段階であります。他方新規顧客にとって魅力となるものは、ギャンブル性と期待感であり、当社は、市場顧客の二極分化に従って、AT機のギャンブル性を追求した商品と従来の固定客に応える商品を提供、発売して行く所存でございます。

課題2：新規性の企画

年度内にパチスロ機械と顧客が会話によるコミュニケーションを図る夢が実現できる見込みが立ちました。声を掛けることで映像が反応する等々。更に新しい工夫を取入れられる予定でございます。期中に、自信をもって市場のリーダーとして、邁進いたす所存でございます。

課題3：開発技術強化

3Dチップをオリジナル設計により、設計段階から開発工程の効率化を念頭においた設計仕様のチップを東芝と共同開発いたしました。このチップは、3Dの画像演出を行うものであり、従来のソフト開発の工程に比べ、数倍の効率化が図れ、開発ツールをパソコンで可能となり、パソコンから開発されたソフト及びデータを直接チップに使用することができる画期的なものであります。

これにより、3D画像に関して、既存のコンシューマゲーム機専用チップと異なり、開発ツールを簡易に使用することができ、チップの性能がソフトの組み方に束縛されることなく卓越したパフォーマンスを発揮できることが特徴です。また、コスト面においても従来のコンシューマゲーム機専用チップの流用等とは異なり、設計の始まりからノイズ対策を強化した結果、専用チップ使用の製品を低価格に抑えることができます。この9月には、このチップを搭載した製品の発表を予定しております。この新技術チップの導入と、開発担当のチーム化を進め、インセンティブを付与することによりチーム間の競争力を強化し、機械の開発のスピードと品質向上への挑戦を行わせ、組織的かつ活気ある体制を構築してまいります。

課題4：営業体制の強化

すでに、営業担当者1人当たり50～60店舗を任せていたものを4～5名のチーム体制に組替え、さらに新規開拓した店舗に対し登録制度を導入することで、各チームによる競争原理を導入いたしました。また、営業担当者に対しモバイル端末を配布することで、最大限情報の重要性を意識した情報収集と販売促進のための情報提供を行い、原点である「営業の足で稼ぐ体制」を組み合わせ、組織的かつ情報システムの活性化を意識させた営業活動を推し進めてまいります。

課題5：マーケティングの強化

モバイル端末の活用により、人気情報と店舗の機械の導入撤去情報を収集

し、分析した中からベスト10の人気情報を抽出し、人気の源となる共通項目をピックアップして開発企画に情報提供いたします。また、人気情報からワースト10の機械の撤去入替戦略を具体化し、営業戦略に反映させるとともに、さらに機械の導入撤去情報を加え、店舗の購買能力の金額と時期を判断した情報を営業担当者へ提供することにより販売の戦略的情報として活用いたします。

課題6：コストダウンの強化

コンピューターシステムで、営業情報を営業担当から工場まで、さらに購買、そして協力会社に至るまでリアルタイムに提供できるシステムはほぼ完成しております。既に、営業本部及び経理・財務までは、省力化とリアルタイムな受注システムが稼動しております。上期中には、100%完成を予定し、さらに下期においては、業務管理システムを向上させ、タグなどの技術を活用したリアルタイム自動入力システムを開発導入することにより、完全な在庫管理が可能となることから、購買仕入部門による在庫計上が10日あまりの仕入数値に激減することが可能となります。

さらに当社は、通信とコンピューター及びセンサー技術に注力し、トータルシステム（情報伝達の管理～販売、生産等の業務管理～目標計画管理～人事評価管理を網羅するシステム）の企画、開発を推進してまいります。

課題7：特許戦略の強化

企業間競争の激化に伴い、製品の差別化による付加価値の重要性から特許戦略の重要性がさらに高まっております。当社におきましては、かねてよりその重要性を考慮し、積極的な特許出願及びそれに関してのインセンティブ制度を採ってまいりました。特に、世界的に特許戦略が激しくなっている環境下において、特許権に対する認識がややもすれば薄かった業界に対し、当社はこれまでに培った特許及び新規申請による特許権の保有を最大限に活かした特許戦略を重視してまいります。

課題8：海外戦略の強化

アルゼU S Aの子会社であるバルビノ・ラモーレ社は、現在、ドイツ銀行等の支援により、ラスベガスのカジノホテルプロジェクトの実現が確実視される段階まで自己資本比率を引き上げ、夏頃を目処にニューヨーク市場に上場する予定です。当社としては、海外投資であるリスクを軽減するためにバルビノ・ラモーレ社の上場に賛成し、追加投資をすることによって上場を確実なものとし、企業価値を明確にいたしました。

連結業績につきましては、グループ間の事業分野の明確化及び業務効率化を一層推進することによりグループ全体に相乗効果を創出し、各エンターテインメント分野においてトップとなるべく努力してまいります。また、子会社各社においては、当社への資金的な依存体質からの早期脱却を目指し、財務体質、収益力の強化に取り組んでまいります。

4. 設備投資の状況

当期中における設備投資額は4,048百万円であり、主なものは次のとおりであります。

四街道工場	建物・附属設備・機械装置等	2,584百万円
テクノセンター	建物	157百万円
本社	工具器具備品等	1,147百万円

上記の設備投資資金は、全て自己資金にて調達しております。

5. 資金調達の状況

当期中は、増資及び社債発行並びに銀行借入による資金調達は行っておりません。

6. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 26 期 (平成10年度)	第 27 期 (平成11年度)	第 28 期 (平成12年度)	第 29 期 (平成13年度)
売上高(百万円)	100,240	141,171	161,343	83,465
経常利益(百万円)	56,517	81,303	79,904	24,996
当期利益(百万円)	24,197	42,283	34,715	13,727
1株当たりの当期利益(円)	369.60	498.18	424.62	171.36
総資産(百万円)	103,944	156,219	161,949	151,170
純資産(百万円)	60,614	103,390	123,432	131,104

- (注) 1. 1株当たりの当期利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお当期(第29期)の期中平均株式数は、発行済株式総数から自己株式数(91,000株)控除後の株式数によります。
2. 第26期は以下の株式発行を行ったため、発行済株式数は164,750株(額面500円、平成10年3月31日現在)から84,875,000株(無額面、平成11年3月31日現在)に増加しております。
- (1) 平成10年4月1日に旧ユニバーサルテクノス株式会社(形式上の存続会社)と合併し、株式の額面を500円から50円に変更するとともに、旧ユニバーサル販売株式会社(実質上の存続会社)の株式1株に対し、旧ユニバーサルテクノス株式会社の株式10株を発行いたしました。
- (2) 平成10年6月23日に50円額面株式1株を無額面株式50株に分割いたしました。
- (3) 平成10年9月1日に2,500,000株の公募増資を行いました。
3. 第28期は、合併による自己株式4,680,000株の消却を行ったため、発行済株式数は80,195,000株に減少しております。
4. 当期につきましては、「 営業の概況 1. 営業の経過及び成果 」のとおりであります。

・ 会 社 の 概 況 (平成14年3月31日現在)

1. 主要な事業内容

- (1) 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び輸出入
- (2) 音声・映像のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売
- (3) コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
- (4) 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
- (5) ゲーム用機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
- (6) 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
- (7) 上記各号に付帯する一切の事業

2. 事業所及び工場

- ・ 本 社 東京都江東区
- ・ 営 業 所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道営業所	札幌市中央区	青森営業所	青森県青森市
仙台営業所	仙台市宮城野区	郡山営業所	福島県郡山市
北関東営業所	栃木県宇都宮市	東京営業所	東京都港区
千葉営業所	千葉市美浜区	埼玉営業所	埼玉県さいたま市
神奈川営業所	横浜市中区	静岡営業所	静岡県静岡市
名古屋営業所	名古屋市中区	新潟営業所	新潟県新潟市
京都営業所	京都市下京区	大阪営業所	大阪市中央区
神戸営業所	神戸市中央区	四国営業所	愛媛県松山市
広島営業所	広島市南区	福岡営業所	福岡市博多区
水戸営業所	茨城県水戸市	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
金沢営業所	石川県金沢市		

・ 出張所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
盛岡出張所	岩手県盛岡市	岡山出張所	岡山県岡山市
大分出張所	大分県大分市	熊本出張所	熊本県熊本市

・工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
四 街 道 工 場	千 葉 県 四 街 道 市	小 山 工 場	栃 木 県 小 山 市
米 子 工 場	鳥 取 県 米 子 市		

3. 株 式 の 状 況

- (1) 会社が発行する株式の総数 324,820,000株
 (2) 発行済株式の総数 80,195,000株
 (3) 株 主 数 14,438名
 (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 当 該 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
岡 田 和 生	38,651,500株	48.2%	- 株	- %
岡 田 知 裕	24,143,000	30.1	-	-
岡 田 裕 実	5,325,000	6.6	-	-
横 塚 ヒ 口 子	2,450,000	3.1	-	-
アルゼ従業員持株会	514,600	0.6	-	-
株式会社三井住友銀行	400,000	0.5	50,000	0.0
株式会社あおぞら銀行	300,000	0.4	-	-

- (5) 自己株式の取得・処分等及び保有
 決算期における保有株式
 普通株式 91,000株

4. 従 業 員 の 状 況

区 分	従業員数(対前期末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	820名(280名)	33.58才	5.58年
女 性	124 (22)	30.08	5.25
合 計 又 は 平 均	944 (302)	33.08	5.50

- (注) 1. 役員及び囑託者は、含みません。
 2. 従業員が前期末に比し、302名減少しておりますのは、組織体制の大改革による配置転換、営業の見直しなどによるものです。

5. 企業結合の状況
重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)システムスタッフ	15百万円	100.0 %	不動産賃貸、ビル管理
(株)メーシー販売	20	100.0	遊技機開発、製造、販売
(株)エレコ	10	100.0	遊技機開発、製造、販売
(株)ミズホ	10	100.0	遊技機開発、製造、販売
日本アミューズメント放送協	45	100.0	C S放送運営
(株)セータ	1,787	63.6	遊技機関連機器の開発、販売、 ゲーム機器・ソフトの開発、販売
(株)サクノス	250	85.6	家庭用ゲームソフトの開発
アドアーズ(株)	4,000	57.9	パチスロ機レンタル、アミューズメント施設運営、パチンコ店設計・施工
ARUZE USA, INC.	10US\$	100.0	米国投資管理

- (注) 1. 前期まで重要な子会社でありました(株)エス・エヌ・ケイは、平成13年4月2日にて民事再生法に基づく再生手続開始を申し立て、平成13年4月25日に民事再生手続開始決定を受けておりましたが、民事再生計画提出期限である平成13年9月28日までに再生計画を策定・提出できず、大阪地方裁判所より平成13年10月1日に民事再生手続廃止の決定を受け、平成13年10月30日に破産宣告を受けております。このため重要な子会社から除外しております。
2. 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は12社及び持分法適用の関連会社1社であります。なお、企業結合の成果については、「 . 営業の概況 1. 営業の経過及び成果」をご参照ください。

6. 取締役及び監査役

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業
岡田 和生	代表取締役社長
大賀 恭一郎	常務取締役 総合企画室長
富士本 淳	常務取締役 開発本部長兼システム開発部長
岡田 知裕	取締役 開発本部 企画部長
・ 鍋 勝紀	取締役
横山 定石	常勤監査役
田村 達美	監査役
岸 肇	監査役
淵上 正隆	監査役

(注) 当期中の取締役、監査役の異動

- (1) 平成13年6月28日開催の第28期定時株主総会において、新たに大賀恭一郎氏、富士本淳氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成13年6月28日取締役坂本剛一氏が辞任いたしました。
- (3) 監査役田村達美氏、監査役岸肇氏及び監査役淵上正隆氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

・ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(83,637)	流動負債	(19,544)
現金及び預金	33,660	支払手形	12,163
受取手形	14,533	買掛金	881
売掛金	5,941	未払金	1,266
製品	104	未払費用	156
原材料	13,534	未払法人税等	4,254
仕掛品	869	未払消費税等	323
貯蔵品	1,309	前受金	26
前渡金	3,794	預り金	114
前払費用	272	前受収益	8
繰延税金資産	1,033	賞与引当金	297
短期貸付金	5,670	その他	52
追徴税額未決算勘定	2,931	固定負債	(522)
その他の	215	預り保証金	522
貸倒引当金	232	負債合計	20,066
固定資産	(67,532)	資 本 の 部	
有形固定資産	(16,474)	資本金	(3,446)
建物	4,291	法定準備金	(8,365)
構築物	194	資本準備金	7,503
機械装置	2,543	利益準備金	861
車両運搬具	50	剰余金	(120,367)
工具器具備品	2,406	任意積立金	15,161
土地	6,735	特別償却積立金	121
建設仮勘定	252	別途積立金	15,040
無形固定資産	(757)	当期末処分利益	105,205
電話加入権	24	(うち当期利益)	(13,727)
ソフトウェア	733	その他有価証券評価差額金	24
投資等	(50,301)	自己株式	1,099
投資有価証券	1,736	資本合計	131,104
子会社株式	42,096	負債及び資本合計	151,170
出資金	12		
長期貸付金	5,148		
破産・更生債権等	656		
長期前払費用	11		
繰延税金資産	12		
敷金保証金	957		
その他の	375		
貸倒引当金	706		
資産合計	151,170		

損 益 計 算 書

〔自 平成13年 4月 1日〕
〔至 平成14年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営業 収 益 売 上 高	83,465
	営業 損益 の 部	営業 費 用 売 上 原 価	39,630
	営業 損益 の 部	販売費及び一般管理費	20,029
	営業 損益 の 部	営業 利 益	23,806
	営業 外 損 益 の 部	営業 外 収 益	
	営業 外 損 益 の 部	受 取 利 息	143
	営業 外 損 益 の 部	受 取 配 当 金	790
	営業 外 損 益 の 部	為 替 差 益	111
	営業 外 損 益 の 部	利 用 分 量 配 当 金 そ の 他	171 187
	営業 外 損 益 の 部	営 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他	46 168
		215	
		24,996	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	特 別 利 益	前 期 損 益 修 正 益	235
	特 別 利 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	89
	特 別 利 益	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	11
	特 別 利 益	そ の 他	21
	特 別 損 失		357
	特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 損	4
	特 別 損 失	固 定 資 産 除 却 損	15
	特 別 損 失	投 資 有 価 証 券 評 価 損	31
	特 別 損 失	子 会 社 株 式 評 価 損	306
特 別 損 失	棚 卸 資 産 処 分 損	450	
特 別 損 失	棚 卸 資 産 評 価 損	1,099	
特 別 損 失	そ の 他	20	
		1,927	
税 引 前 当 期 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 利 益 前 期 繰 越 利 益 中 間 配 当 額 当 期 未 処 分 利 益	税 引 前 当 期 利 益		23,426
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額		7,654
	当 期 利 益		2,044
	前 期 繰 越 利 益		13,727
	中 間 配 当 額		93,080
	当 期 未 処 分 利 益		1,602
		105,205	

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品

貯蔵品

総平均法による原価法

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

法人税法の規定に基づく耐用年数及び残存価額によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産

定額法

法人税法の規定に基づく耐用年数によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

法人税法の規定に基づく償却期間によっております。

(4) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の賞与支給見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

追 加 情 報

(1) 金融商品会計

当期末からその他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、その他有価証券差額金が24百万円計上されたほか、繰延税金負債を17百万円認識し、投資有価証券が42百万円増加しております。

(2) 自己株式

前期末において資産の部に計上しておりました「自己株式」（前期末1,099百万円）は、商法計算書類規則の改正に伴い、当期末より資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示しております。

貸 借 対 照 表 関 係

(1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(2) 子会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	10,670百万円
長期金銭債権	5,168百万円
短期金銭債務	377百万円
長期金銭債務	167百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 8,212百万円

(4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機の一部についてはリース契約により使用しています。

(5) 重要な外貨建資産

子会社株式	28,262百万円（260百万米ドル）
短期貸付金	3,883百万円（30百万米ドル）

(6) 偶発債務

保証債務の残高	
子会社の金融機関からの借入金に対する保証 （株）システムスタッフ	10,305百万円
子会社の賃借人からの差入敷金・保証金の返還に対する保証 （株）システムスタッフ	454百万円

平成8年度、平成9年度及び平成10年度に係る税務更正決定に伴い、納付した本税及び附帯税2,931百万円を流動資産に追徴税額未決算勘定として表示しております。当該金額については、平成13年6月7日に東京地方裁判所へ法人税等更正処分取消請求訴訟を提起していましたが、平成14年4月24日東京地方裁判所は、当社の主張に対し全面勝訴を下しております。また、平成14年5月8日江東西税務署長は東京高等裁判所に控訴しており、現在係争中であります。裁判結果により、上記金額2,931百万円が損失となる可能性があります。

また、平成10年度、平成11年度及び平成12年度に係る税務更正決定に伴い、法人税本税及び附帯税1,279百万円の賦課決定通知を受けております。当該決定については東京国税局長に対して異議申し立てを行っております。審判結果により、上記金額に住民税及び事業税を加えた1,845百万円が損失となる可能性があります。

- (7) 1株当たりの当期利益(期中平均発行済株式総数による) 171円36銭
期中平均株式数は、発行済株式総数から自己株式(91,000株)控除後の株式数によります。

- (8) 資産に時価を付すことにより増加した貸借対照表上の純資産額24百万円は、商法第290条第1項第6号の規定により配当に充当することが制限されているものであります。

損益計算書関係

- (1) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

- (2) 子会社との取引高
- | | | |
|-----------|------|----------|
| 営業取引 | 売上高 | 6,162百万円 |
| | 営業費用 | 4,608百万円 |
| 営業取引以外の取引 | | 1,635百万円 |

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
当期未処分利益	105,205,714,723
任意積立金取崩額	
特別償却準備金取崩額	18,076,269
計	105,223,790,992
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 〔普通配当1株につき25円〕	2,002,600,000
役員賞与金 (うち監査役賞与金)	115,000,000 (5,000,000)
次期繰越利益	103,106,190,992

(注) 平成13年12月20日に1,602,080,000円(1株につき20円)の中間配当を実施しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成14年5月23日

アルゼ株式会社

代表取締役社長 岡田和生 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 原田恒敏 ・
関与社員

関与社員 公認会計士 安田弘幸 ・

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第29期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の名称変更についてのお知らせ

当社の会計監査人は、平成13年7月1日をもって法人名称を「監査法人太田昭和センチュリー」から「新日本監査法人」に変更しました。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第29期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社から営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

(6) 上記の子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成14年5月30日

アルゼ株式会社監査役会

常勤監査役 横山定石・

監査役 田村達美・

監査役 岸肇・

監査役 淵上正隆・

(注) 監査役田村達美、監査役岸肇及び監査役淵上正隆は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 800,950個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第29期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類の17頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

当期の利益配当金につきましては、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針とし、株主各位の日頃のご支援に感謝申し上げるべく、1株につき普通配当を25円（中間配当金20円を含め、年間45円）とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- 1) 平成13年10月1日に、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が施行されたことにより、額面株式が廃止され、単元株制度が創設されるなどの改正が行われました。同法の規定により、従来の1単位の株式の数を1単元の株式の数とする旨及び1単元未満の株券を発行しない旨の定款変更がなされたものとみなされますが、これらを含め、額面株式の規定の削除、取締役・監査役の選任決議における定足数の規定の変更など同法施行に伴う所要の変更ならびにその他条文の整備を行うものであります。
- 2) また、平成14年4月1日に、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が施行されたことにより、電磁的方法による会社関係書類の作成が可能となり、また、新株予約権制度の創設に伴い取締役または従業員に付与する新株引受権が廃止されたことなどの改正が行われました。これに伴い、当社定款において、電磁的記録により株主総会議事録その他の会社関係書類を作成することを可能とする規程の整備を行うとともに右新株引受権の規定を削除するなど所要の規程整備を行うものであります。
- 3) 平成14年5月1日に、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が

施行されたことにより、監査役の任期が4年に延長され、また、取締役及び監査役の責任軽減規定を設けることが可能となりました。これに伴い、監査役の任期に関する規定を改正するとともに取締役と監査役が期待される役割を十分に発揮できるように取締役と監査役の責任を軽減するために、商法第266条第12項、第17項及び第18項に定める範囲内で責任を免除する規定を新設し、社外取締役として有為な人材を迎えるべく、責任軽減のために必要な規程の整備を行い、商法第266条第19項に基づく責任限定契約を締結できることとする規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任軽減規定を含む本議案の本総会への提出については、当社監査役会の監査役全員一致による同意の決議がなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 (会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数 及 び 取 締 役 会 に よ る 自 己 株 式 の 取 得) (条 文 省 略) 当 会 社 は 、 平 成 11 年 6 月 29 日 後 、 <u>取 締 役 会 の 決 議 を 以 て 、</u> <u>2,340,000 株 を 限 度 と し て 、 利 益</u> <u>に よ る 株 式 消 却 の た め に 自 己 株 式</u> <u>を 取 得 す る こ と が で き る 。</u>	第 5 条 (現 行 ど お り) (削 除)
第 6 条 (額 面 株 式 1 株 の 金 額) 当 会 社 が 発 行 す る 額 面 株 式 の 1 株 の 金 額 は 、 金 50 円 と す る 。	(削 除)
第 7 条 (1 単 位 の 株 式 の 数) 当 会 社 の 1 単 位 の 株 式 の 数 は 、 100 株 と す る 。 (新 設)	第 6 条 (1 単 元 の 株 式 の 数 及 び 単 元 未 満 株 券 の 不 発 行) 当 会 社 は 、 100 株 を も っ て 株 式 の 1 単 元 と す る 。 当 会 社 は 、 1 単 元 に 満 た ない 株 式 数 を 表 示 し た 株 券 を 発 行 し ない。 <u>但 し 、 株 式 取 扱 規 程 に 定 め る と こ ろ</u> <u>に つ い て は こ の 限 り で は ない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条（株式取扱規程） 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱い</u>、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条（名義書換代理人） ~（条文省略） 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、実質株主通知の受理、届出の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱い</u>等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条（招集及び招集権者） （条文省略） 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載された株主とする。 （条文省略）</p> <p>第12条～第14条（条文省略）</p>	<p>第7条（株式取扱規程） 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元未満株式の買取請求の取扱い</u>、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第8条（名義書換代理人） ~（現行どおり） 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、実質株主通知の受理、届出の受理、<u>単元未満株式の買取請求の取扱い</u>等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条（現行第10条のとおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条（招集及び招集権者） （現行どおり） 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主とする。 （現行どおり）</p> <p>第11条～第13条（現行第12条～第14条のとおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印しその原本を当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条（条文省略）</p> <p>第17条（選任） （条文省略） 前項の選任決議は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条～第23条（条文省略）</p> <p>第24条（議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第14条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行いその原本を当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第15条（現行第16条のとおり）</p> <p>第16条（選任） （現行どおり） 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。</p> <p>第17条～第22条（現行第18条～第23条のとおり）</p> <p>第23条（議事録） 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p> <p>第24条（取締役の責任免除） 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (選任決議) (条文省略) 監査役の選任決議は、<u>発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第28条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後3年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、在任する監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>) <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p> <p>第26条 (現行第25条のとおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 (現行第26条のとおり)</p> <p>第28条 (選任決議) (現行どおり) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>第29条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、在任する監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第30条～第33条 (現行第29条～第32条のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役会の議事録） 監査役会における議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。</p> <p>第34条～第35条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>第37条（利益配当・中間配当） 利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払うものとする。 取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に中間配当をすることができる。</p> <p>（条文省略）</p>	<p>第34条（監査役会の議事録） 監査役会における議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p> <p>第35条～第36条（現行第34条～第35条のとおり）</p> <p>第37条（監査役の実任免除） <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第38条（現行第36条のとおり）</p> <p>第39条（利益配当・中間配当） 利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。 取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に中間配当をすることができる。</p> <p>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条（転換社債の転換と配当金）</u> <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成15年3月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第29条の規定に拘らず、同条中「4年」とあるのは「3年」と読み替えて同条を適用する。 2. なお、本附則は、平成15年3月期に関する定時株主総会の終結をもって削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
1	岡田 和生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース株式会社 設立 代表取締役 就任 昭和48年6月 ユニバーサル技研株式会社（現 アルゼ株式会社）設立 代表取 締役社長 就任（現任） 平成11年6月 ARUZE USA, INC. 代表取締役社 長 就任 [他の会社の代表状況] UNIVERSAL DISTRIBUTING OF NEVADA, INC. 代表取締役 株式会社システムスタッフ 代表取締役社長	38,651,500株
2	大賀 恭一郎 (昭和12年4月9日生)	昭和35年4月 大和証券株式会社 入社 平成2年6月 同社 常務取締役 就任 平成6年6月 同社 専務取締役 就任 平成7年6月 大和土地建物株式会社 代表取 締役社長 就任 平成10年6月 大和土地建物販売株式会社 代 表取締役社長 就任 平成13年7月 当社入社 常務取締役（現任）	1,011株
3	富士本 淳 (昭和33年3月29日生)	昭和60年10月 株式会社セタを設立 代表取締 役社長 就任 平成13年6月 当社入社 常務取締役（現任） [他の会社の代表状況] 日本アミューズメント放送株式会社 代表取締 役社長	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
4	松本和那 (昭和14年3月14日生)	昭和50年4月 株式会社マツモトキヨシ設立 同社代表取締役 就任 昭和50年4月 千葉県議会議員当選 平成8年10月 衆議院議員当選(現職) 平成13年2月 株式会社マツモトキヨシ取締役 会長 就任(現任) [他の会社の代表状況] 株式会社創健代表取締役	-

- (注) 1. 取締役候補者岡田和生氏は、UNIVERSAL DISTRIBUTING OF NEVADA, INC.の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対し部品の販売、不動産賃貸等の取引関係にあります。
2. 取締役候補者富士本 淳氏は、日本アミューズメント放送株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社に対し番組広告等の取引関係にあります。
3. 取締役候補者松本和那氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件をみたしております。
4. 上記1、2以外の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式の数
1	黒川和夫 (昭和23年4月16日生)	昭和48年4月 三井海洋開発株式会社入社 昭和63年4月 いすゞ自動車株式会社入社 平成14年6月 当社入社	-
2	田村達美 (昭和3年12月10日生)	平成11年6月 当社監査役(現任)	-
3	岸肇 (昭和3年8月9日生)	平成11年6月 当社監査役(現任)	202株
4	淵上正隆 (昭和7年12月16日生)	平成9年6月 当社監査役(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. なお、田村達美氏、岸肇氏及び淵上正隆氏は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 退任取締役ならびに退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

既に辞任している取締役坂本剛一氏のほか、本総会終結のときをもって退任されます取締役岡田知裕氏、取締役・鍋勝紀氏および監査役横山定石氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役ならびに退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
坂本剛一	平成10年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役辞任
岡田知裕	平成7年6月 当社取締役（現任）
・鍋勝紀	平成12年6月 当社取締役（現任）
横山定石	平成8年6月 当社取締役管理本部長 平成9年6月 当社監査役（常勤）（現任）

第 6 号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、以下の要領により当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行することにつきご承認をお願いするものであります。

(新株予約権の要領)

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式50,000株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
- (3) 発行する新株予約権の総数
500個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行は除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年6月27日から平成19年6月26日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役および従業員の地位を保有していることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権者は、付与された権利の質入れその他の処分をすることができない。

その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役および従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が、(7) の定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

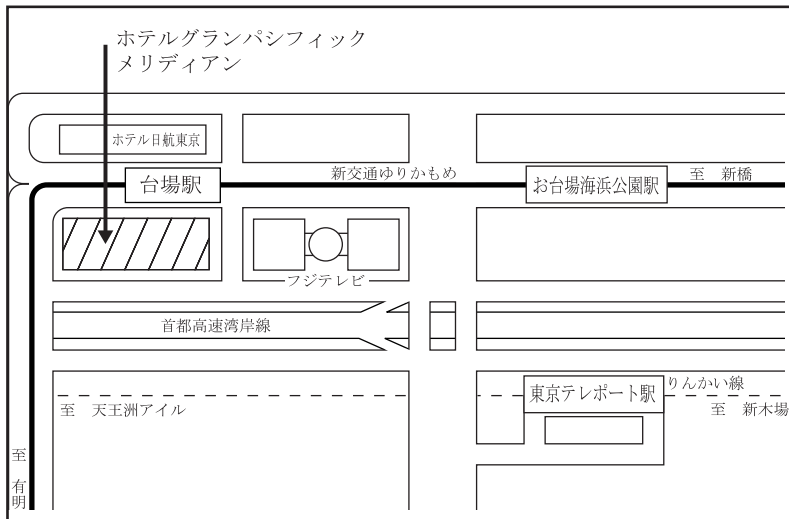
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以 上

第29期定時株主総会会場のご案内

会 場 〒135 - 8701 東京都港区台場2丁目6番1号
ホテルグランパシフィックメリディアン
地下1階「パレロワイヤル」
電話(03)5500-6711

もより駅 新交通ゆりかもめ 「台場」駅徒歩1分
りんかい線 「東京テレポート」駅徒歩10分



なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。